



2023年度(令和5年度)保険料率及び標準報酬月額の内訳

標件について、2023年度(令和5年度)保険料率及び標準報酬月額を下記のとおり決定したので、お知らせいたします。

2023年度保険料率は2022年度と変更がなく、一般・介護保険料率の合計が103.2%となります。

2023年度の等級は26等級で変更はありません。

記

1. 保険料率について

(2023年3月給与支給分から適用される保険料率)

(単位:千分比)

		一般保険料率			調整保険料率	合計
		基本保険料率	特定保険料率	合計		
健康保険料率	事業主	24.911	24.789	49.700	0.80	50.50
	被保険者	17.609	17.591	35.200	0.50	35.70
	小計	42.520	42.380	84.900	1.30	86.20
介護保険料率	事業主	8.50				8.50
	被保険者	8.50				8.50
	小計	17.00				17.00
					合計	103.20

保険料率 一般保険料率:86.2/1000、介護保険料率:17.0/1000
(2023年2月24日開催第160回組合会にて承認済)

2. 標準報酬月額と保険料の内訳

項目	2023年度	2022年度
1. 等級	26等級	26等級
2. 標準報酬月額 (標準月額範囲)	380,000円 (370,000~394,999)	380,000円 (370,000~394,999)
3. 一般保険料(A) (内 調整保険料)	32,756円 (494円)	32,756円 (494円)
4. 介護保険料(B)	6,460円	6,460円
合計(A+B)	39,216円	39,216円
料率(一般+介護)	103.2/1000	103.2/1000
平均標準報酬月額	387,570円	387,645円

平均標準報酬月額は前年9月30日時点の全加入員平均標準報酬額を適用
(健康保険法 第47条の2にて規定)

3. 適用期間

2023年3月1日 ~ 2024年2月28日

任意継続被保険者の場合 2023年4月1日 ~ 2024年3月31日

4. 任意継続被保険者の徴収保険料

①退職時の標準報酬月額が保険料計算の標準報酬月額になります。

②保険料は、退職時の標準報酬月額が2年間適用されます。

※任意継続被保険者は本人の申出により資格を喪失することができます。

以上